

事務連絡
令和6年3月29日

- 公益社団法人 日本小児科学会
- 公益社団法人 日本皮膚科学会
- 公益社団法人 日本精神神経学会
- 一般社団法人 日本外科学会
- 公益社団法人 日本整形外科学会
- 公益社団法人 日本産科婦人科学会
- 公益財団法人 日本眼科学会
- 一般社団法人 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会
- 一般社団法人 日本泌尿器科学会
- 一般社団法人 日本脳神経外科学会
- 公益社団法人 日本医学放射線学会
- 公益社団法人 日本麻酔科学会
- 一般社団法人 日本病理学会
- 一般社団法人 日本救急医学会
- 一般社団法人 日本形成外科学会
- 公益社団法人 日本リハビリテーション医学会
- 公益社団法人 日本口腔外科学会
- 特定非営利活動法人 日本歯周病学会
- 一般社団法人 日本歯科麻酔学会
- 公益社団法人 日本小児歯科学会
- 特定非営利活動法人 日本歯科放射線学会

御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課

基本領域と同一の専門性のある学会認定専門医を
広告可能とする経過措置の終了について

一般社団法人日本専門医機構が行う医師の専門性に関する認定（基本的な診療領域に係るものに限る。）と同一の専門性を有する医師 16 団体 16 資格（別添 1）及び一般社団法人日本歯科専門医機構が行う歯科医師の専門性に関する認定（基本的な診療領域に係るものに限る。）と同一の専門性を有する歯科医師 5 団体 5 資格（別添 2）については、令和 3 年 9 月 27 日厚生労働省告示第 347 号附則に基づく経過措置として、当面の間広告可能とされていました。

令和6年3月25日に開催された「第3回医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会」において、当該資格に関する経過措置については、令和11年3月31日をもって終了することとされました（なお、令和11年3月31日までに当該団体の専門医資格を取得又は更新した医師又は歯科医師については、当該取得又は更新による認定期間の開始日から起算して5年間に限り、広告可能とされました）。この経過措置の終了により、令和11年4月1日以降に当該資格に新たに認定された者（取得又は更新した者）は、広告可能ではなくなる予定です。

今後、このような方針に基づき、告示等の改正が行われる予定ですので、貴会におかれましては、本件について御了知の上、適切に対応いただくとともに、貴会会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

以 上

別添 1

<医師の専門性資格> 16 団体 16 資格

- 公益社団法人 日本小児科学会 小児科専門医
- 公益社団法人 日本皮膚科学会 皮膚科専門医
- 公益社団法人 日本精神神経学会 精神科専門医
- 一般社団法人 日本外科学会 外科専門医
- 公益社団法人 日本整形外科学会 整形外科専門医
- 公益社団法人 日本産科婦人科学会 産婦人科専門医
- 公益財団法人 日本眼科学会 眼科専門医
- 一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会 耳鼻咽喉科専門医
- 一般社団法人 日本泌尿器科学会 泌尿器科専門医
- 一般社団法人 日本脳神経外科学会 脳神経外科専門医
- 公益社団法人 日本医学放射線学会 放射線科専門医
- 公益社団法人 日本麻酔科学会 麻酔科専門医
- 一般社団法人 日本病理学会 病理専門医
- 一般社団法人 日本救急医学会 救急科専門医
- 一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科専門医
- 公益社団法人 日本リハビリテーション医学会 リハビリテーション科専門医

別添 2

< 歯科医師の専門性資格 > 5 団体 5 資格

- 公益社団法人 日本口腔外科学会 口腔外科専門医
- 特定非営利活動法人 日本歯周病学会 歯周病専門医
- 一般社団法人 日本歯科麻酔学会 歯科麻酔専門医
- 公益社団法人 日本小児歯科学会 小児歯科専門医
- 特定非営利活動法人 日本歯科放射線学会 歯科放射線専門医